

神戸市「高齢者地域見守りキャラクター」使用取扱規程

平成25年2月1日決定

(趣旨)

第1条 この基準は、神戸市「高齢者地域見守りキャラクター」（以下「キャラクター」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、神戸市福祉局くらし支援課長（以下「くらし支援課長」という）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 福祉局くらし支援課が作成する広報印刷物等に使用するとき
- (2) 報道機関が報道で使用するとき
- (3) その他、くらし支援課長が適当と認めたとき

(使用承認)

第3条 くらし支援課長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 神戸市が行う高齢者地域見守り活動の目的以外での使用。
 - (2) 独占的又は営利・販売目的への使用。
 - (3) キャラクターの作成趣旨に反するなど著しく不当と認められる使用。
 - (4) キャラクターの信用や品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
 - (5) その他、くらし支援課長がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。
- 2 前項の承認は、キャラクター使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、くらし支援課長の指示する条件に従うこと。

- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用承認変更申請書(様式第3号)をくらし支援課長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認は、キャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 くらし支援課長は、キャラクターの使用がこの規程および承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、キャラクター使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規程により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、神戸市はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、神戸市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、くらし支援課長が定める。

附則

この規程は、平成25年2月1日より施行する。

附則

この規程は、令和元年5月1日より施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。